

インフルエンザの出席停止期間について

平成24年4月1日から、学校保健安全法施行規則第九条改正により

「発症した後5日を経過し、

かつ解熱した後2日を経過するまで」

と変更になりました。

なので、最短で、発症日を0日とし、6日目から登校可能になります。

インフルエンザ!?

登校再開はいつになる?



原則

発症後、5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで出席停止です。



発熱



解熱



解熱後



登校可能

※1

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
		</					